

關係省庁説明資料

地方創生における観光振興について

～歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース（第4回）～

平成28年12月21日（水）

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣府地方創生推進事務局

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）【案】

<観光まちづくり関係部分抜粋>

基本目標

地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- ◆ 若者雇用創出数（地方）
2020年までの5年間で**30万人**
〔現状：9.8万人（2015年）〕
- ◆ 女性の就業率
2020年までに**77%**
〔現状：71.6%（2015年）〕

KPI（重要業績評価指標）

観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ◆ 訪日外国人旅行消費額
8兆円（2020年）
〔現状：3兆4,771億円(2015年)〕
- ◆ 日本版DMOの設立数
100法人

主な施策

- ◆ 日本版DMO候補法人登録制度の効果的運用による優良事例の横展開等の実施
- ◆ 日本版DMOの安定的な財源確保の検討
- ◆ 古民家等の歴史的資源の活用

地方創生関係交付金、地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）による支援

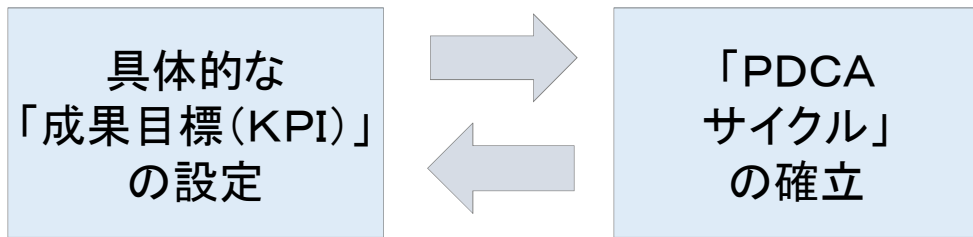
地方創生推進交付金

28年度予算額 1,000億円（事業費ベース 2,000億円）

※道、汚水処理施設、港向けの公共事業を含む。

事業概要・目的

- 28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化のための地方創生推進交付金を創設
 - ① 地方版総合戦略に基づく、自治体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
 - ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
 - ③ 地域再生法に基づく交付金とし、安定的な制度・運用を確保



手続き

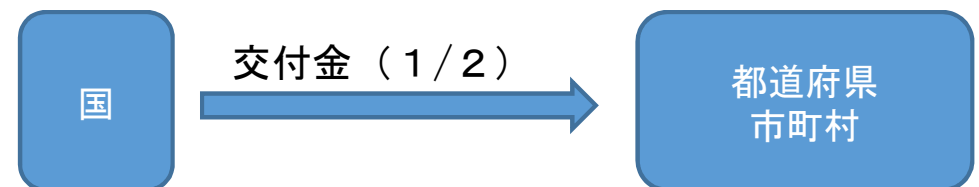
- 自治体は対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ① 先駆性のある取組
 - ・ 官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
 - 例) ローカル・イノベーション、ローカルブランディング（日本版DMO）、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点 等
- ② 先駆的・優良事例の横展開
 - ・ 地方創生の深化のすそ野を広げる取組
- ③ 既存事業の隘路を発見し、打開する取組
 - ・ 自治体自身が既存事業の隘路を発見し、打開するために行う取組

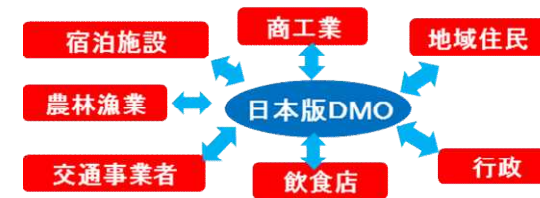
資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる）

地方自治体におけるDMOを核とした観光地域づくりの取組

地域の多様な関係者の巻き込みによるDMOの形成



DMOを中心とした戦略の策定

地域への来訪者数や地域にある観光資源等の**各種データ等の収集・分析**

データに基づく明確なコンセプトを持った地域資源を活用した**観光地域づくり戦略の策定**

策定した戦略に基づく取組の実施

- ・マーケティング等観光分野の**専門人材の招請**
- ・来訪客**受入環境の整備**（簡易な修景、多言語案内表示板等の整備、施設改修等）
- ・滞在コンテンツ・プログラムの開発・提供（着地型旅行商品の造成や地域産品の開発・販売等）
- ・一元的な情報発信・プロモーション 等

失われた町の宝復活による笠置蘇り物語 ＜京都府笠置町(かさぎちょう)＞

28年度交付額
11,000千円
(事業費:22,000千円)

実施主体

- 笠置まちづくり株式会社
設立:平成28年9月
商工業、観光業、金融業、飲食業等を含む企業に加え、地元住民の有志が参画。

KPI

- 観光入込客数
(平成26年度)243,276人⇒(平成30年度)308,000人

事業の概要等

○街並みデザイン修景プランづくり

笠置駅から町内に延びる街道は、かつて大坂の奥座敷といわれた料理旅館が建ち並び、現在も当時の風景を色濃く残しており、街並みの修景や統一的なサインの整備等を実施するまちづくりプランを策定する。

- ・街並み修景デザイン計画策定事業
- ・街並み統一サイン制作事業

○世界遺産「春日大社」との広域観光連携事業

元弘の変火で焼失して以来、685年ぶりに春日大社より日本宮神社の社殿が笠置寺境内に移築されることを起爆剤とし、奈良市に国内外から訪れる年間1,400万人の観光客を笠置町に誘客する取組を実施。

- ・春日大社でのトッププロモーション事業
- ・地元FM局と連携したメディアミックスによる誘客活動



流域DMOを核とした1/2村民・1/3村民創出事業 ～古民家再生・タイニーハウス等による観光・移住促進～ ＜山梨県小菅村(こすげむら)＞

28年度交付額
5,500千円
(事業費:11,000千円)

実施主体

- 株式会社多摩川源流こすげ村
設立:平成29年4月(予定)
小菅村等の行政のほか、観光協会や道の駅、
商工会等、村内の主要団体を網羅。

KPI

- 古民家等を活用した新たな観光事業の利用者数
(平成27年度)0人⇒(平成32年度)3,400人

事業の概要等

- 新たな観光キャパシティを創出する「古民家再生」事業
古民家を活用した新たな観光事業の立ち上げに向けた実行可能性調査及び事業計画の立案を行う。調査・計画については、古民家関連の事業で成果を挙げている、(一社)ノオトと連携し実施する。
 - ・村全体での古民家再生のコンセプト・ビジョン立案
 - ・古民家の用途検討、事業シミュレーション、設計
- 単身者・少人数世帯向けの住居としての「タイニーハウス」事業
若者単身者を中心とした移住希望者向けに、4坪程度の単身者向け小規模住宅「タイニーハウス」を建設する。
また、材料及び設計方法をパッケージングし、全国に向け発信・販売する。
 - ・タイニーハウスの企画・基本設計・用地選定・建設
 - ・タイニーハウスの量産化に向けての各種検討、生産・流通体制の構築
 - ・タイニーハウスに居住する移住者の募集告知、販促活動



地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）

制度のポイント

○志のある企業が地方創生を応援する税制

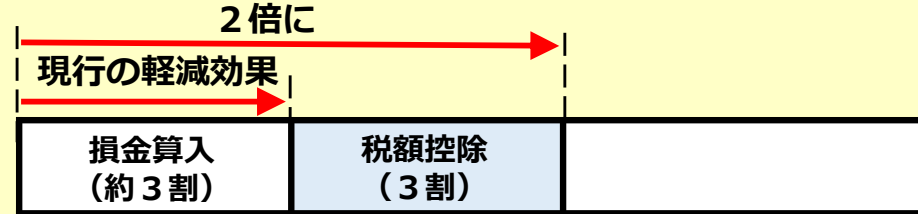
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について、**税額控除**の優遇措置

○企業が寄附しやすいように

- ・**税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・**寄附額の下限は10万円**と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略
を策定

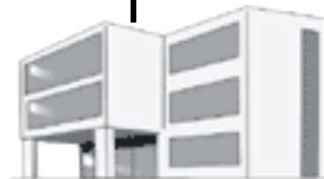
〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業

②地方公共団体^{※1}
が地域再生計画
を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

③計画の認定



内閣府

④寄附^{※2}

企業



⑤税額控除



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

地方創生応援税制を活用した観光振興の取組例

文化の継承と国史跡及び歴史建造物再生と活用プロジェクト

〔総事業費〕 455,517千円（平成28～31年度）

〔実施団体〕 和歌山県有田市

〔事業概要〕 くまの古道「紀伊路」や武家屋敷などの市内の貴重な文化遺産を後世に継承するとともに、観光資源として再生し活用することにより、市内への交流人口・観光入込客数の増加に繋げ、地域の誇りを築く（くまの古道の案内板・休憩所の整備等、武家屋敷の修復）。

〔重要業績評価指標（KPI）〕

くまの古道の年間来訪者数

（平成27年度）5,000人 ⇒ （平成31年度）8,000人

「山本屋敷」の年間来訪者数

（平成31年度）500人

〔寄附予定者（申請時点）〕

株式会社西本商店、株式会社観潮、製造業



武家屋敷（山本屋敷）

説明資料

金融庁

平成28年12月21日

地域金融機関による歴史的資源を活用した観光まちづくりへの取組状況

1. 背景・目的

- ・ 地方創生の観点から、空き家(古民家等)や利用しなくなった公共施設の利活用及び農業や観光を融合させた取組みなどに、地域金融機関として積極的に対応していく必要性の高まり
- ・ 交流人口の拡大(観光客増加や地域住民の交流拡大)、雇用増加(魅力ある就職先の確保)、歴史的建造物の保存・活用等による地域の活性化

2. 地域金融機関の取組内容

- ・ 古民家や町家の宿泊施設への再生事業、廃業した割烹の舞妓鑑賞の拠点化事業、宿場町の街並み整備事業等の取組事例が存在。地公体による面的再生事業と連携したものが多い
- ・ 多くの地域金融機関では、地方創生や地域との連携に係る専担部署を設置して対応
- ・ 単独あるいは他行との協調による融資と、自治体の補助金、地域活性化ファンドによるエクイティ性資金、クラウドファンディングとの組合せにより、事業者負担の軽減や様々な期間の投融資ニーズへの対応を実現
- ・ 取組みに当たっては、事業の内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)するほか、事業計画策定段階からの積極関与、融資後のハンズオン支援、イベントへの人的支援等を実施
- ・ ノウハウを有する地域活性化支援機構(REVIC)等の外部専門機関、大学や自治体等と連携

3. 取組みの成果・課題及び金融庁の対応

- ・ 地域の活性化等にとどまらず、金融機関自身の収益性向上にも寄与
- ・ 一方、更なる取組みの拡大には、古民家等を活用した事業の評価のノウハウをより一層蓄積する必要があるほか、古民家等の空き家情報の開示が少なくマッチング機会の増加が課題

⇒ 金融庁としては、以下の取組みを実施していく

- ① 事業性評価に基づく融資・本業支援等の促進に向けた深度ある対話及び優良事例の公表・共有
- ② REVIC等との連携によるノウハウ蓄積の促進

取組事例①【千葉銀行】(千葉県)

- ❑ (株)人と古民家（代表取締役：牧野嶋彩子氏、平成28年4月設立）は、設計・デザインの力で古民家を再生させ、日本の原風景と伝統文化の保存・継承を目指す事業者。空き家（築200年の古民家）の購入依頼が当社にあり、当社は都市部から宿泊客を呼び込み、過疎化の進む農村地域の賑わい創出や地域経済の活性化のため、古民家を研修・宿泊施設として利活用することを計画。
- ❑ 千葉銀行はREVICと連携し、REVICの有する古民家再生等のノウハウを提供するなど、事業の実現可能性を高めるための支援を実施。
- ❑ また、事業計画に合わせて柔軟な返済条件等の設定が可能な「ちばぎん地方創生融資制度」にて、古民家購入及び改修の長期資金（22年）を融資したほか、ベンチャー育成基金が行う助成事業を紹介（現在選考中）。
- ❑ 融資実行後は、事業計画の進捗状況等を継続して把握しサポートしていくほか、当行の取引先に当施設を紹介するなどハンズオン支援を実施。

古民家研修・宿泊施設化事業
〔運営：(株)人と古民家〕
〔H29.4 営業開始予定〕



ノウハウ提供

REVIC

融資
(設備資金等)

千葉銀行

助成金〔選考中〕
(設備資金等)

(公財)ひまわりベンチャー
育成基金(助成事業)

築200年の古民家を研修・宿泊施設に改修する
資金等を供給

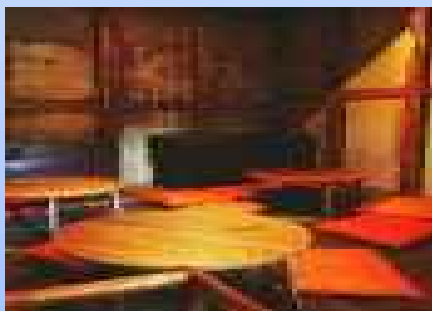
期待される効果等

- ◆ 過疎化の進む農村地域の賑わい創出
- ◆ 地域経済の活性化
- ◆ ノウハウの蓄積

取組事例②【南都銀行】(奈良県)

- (株) easygoing (代表取締役：濱野浩一氏、平成22年5月設立) は、東京都心で飲食店 4 店舗を営業する事業者。同社が古民家再生に興味を持ち奈良市に相談したところ、奈良市は、かねてより古民家利活用についての相談を受けていた指定文化財である旧商家の所有者を同社に紹介。同社は奈良市と協力のうえ、町家を保存し歴史的な景観を残しながらリノベーションを行い、レストラン併設型のゲストハウスとして開業することを計画。
- 南都銀行は、奈良市から同社の紹介を受け、本事業に係る資金調達を支援。建物内装の改修に当初計画以上の資金が必要となったものの、当行が協同行をはじめ関係機関との調整を実施。
- 当行から、事業資金を融資したほか、当行の出資するファンドにて社債を引受け。また、ファンドの持っている観光に関する様々なノウハウを同社に提供。

町家ゲストハウス化事業
(運営：(株)easygoing)



補助金
(設備資金等)

奈良市
(奈良町都市景観形成地区建造物
保存整備費補助金及びならまち町家
建物内部改修モデル事業補助金)

融資
(設備資金等)

南都銀行ほか 1 行

社債引受
(設備資金等)

奈良県観光活性化ファンド
(南都銀行、観光活性化マザーファンド
などが出資)

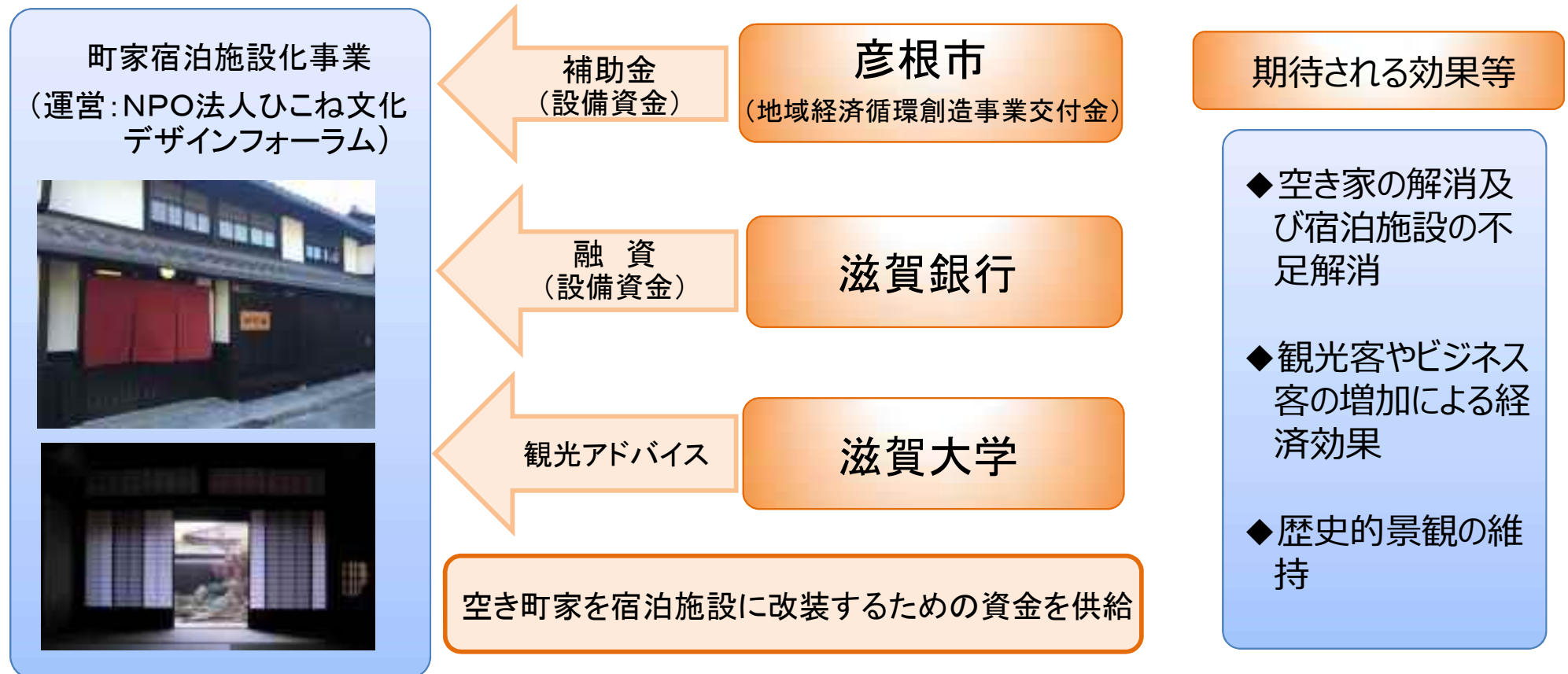
築160年の商家(奈良市指定文化財)をレストラン
併設型のゲストハウスに改装する資金等を供給

期待される効果等

- ◆観光産業の活性化 (宿泊需要の喚起、観光消費額の増大)
- ◆宿泊施設の不足の解消
- ◆町家の保存、歴史的景観の維持、歴史を活かしたまちづくり

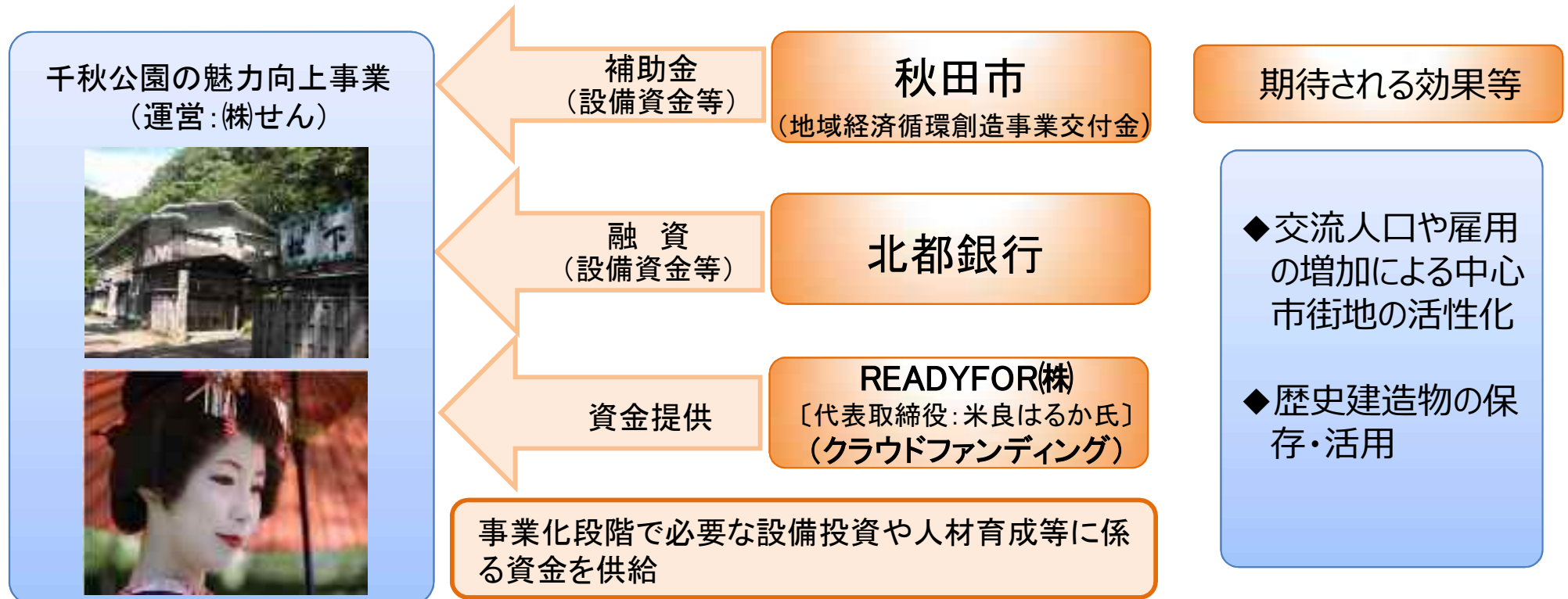
取組事例③【滋賀銀行】(滋賀県)

- NPO法人ひこね文化デザインフォーラム(理事長:西村文明氏、平成20年9月設立)は、文化の香り高い彦根のまちづくりを目指して設立された団体。同法人は、地域住民と観光客との交流を通じた旧市街地の賑わい創出のため、江戸時代からの伝統的な町家を宿泊施設に改装し、インバウンド向け宿泊施設を運営することを計画。
- 滋賀銀行は、事業資金を融資したほか、地域経済循環創造事業交付金(総務省)の窓口である彦根市と連携し、交付金申請をサポートするとともに、滋賀大学とも連携し、施設運営や観光に関するアドバイスを実施するなど事業の立上げを支援。
- また、当行は、平成27年より、当該事例を含む全国における地方創生の先進事例の紹介や、地公体と企業が交流する場として「地方創生セミナー」を開催し、様々なビジネスマッチングに結びつけている。



取組事例④【北都銀行】(秋田県)

- ❑ (株)せん(代表取締役:水野千夏氏、平成26年4月設立)は、戦前の川反芸者復活を目指し、「あきた舞妓」の育成・派遣を行う事業者。同社は、廃業していた「割烹松下」をリノベーションし、あきた舞妓を観賞しながら地酒や食事をするサービスを提供することで、秋田市の観光地としての魅力向上に貢献することを計画。
- ❑ 北都銀行は、事業資金を融資したほか、地域経済循環創造事業交付金(総務省)の窓口である秋田市と連携し、交付金申請をサポートするとともに、クラウドファンディングの活用を提案。
- ❑ 融資に当たっては、当該事業の内容等を適切に評価(事業性評価)し、無担保・無保証にて対応。
- ❑ 融資後は、事業計画の進捗状況等を継続して把握しサポートしていくほか、当該事業により地域にもたらされる波及効果等についても随時把握。



取組事例⑤【塩沢信用組合】(新潟県)

- 郊外の幹線道路沿いへの本店移転計画を検討する中、地元商店主等より塩沢宿の街並み整備事業（「牧之（ぼくし）通り整備事業」（※1））の参加を要請されたことを踏まえ、現地建替えによる高さ規制の制約や高建築コストの負担といったデメリットを度外視し、移転計画の撤回を決断。
- 牧之通りに調和する「蔵」をイメージした店舗として本店の現地建替えを実施するほか、統一した街並み景観の実現に向け、自ら地主との交渉に当たるなど利害調整にも積極的に関与。
- 休業日の「観光開店（※2）」により、牧之通りを訪れる観光客のおもてなしを通じてリピーターを確保するほか、取引先の旅館や土産物店と協働した旅行プランも企画・提案。東京の信用金庫・信用組合を通じ、新たな観光客の誘致に取り組むなど、自ら積極的に地域コミュニティに参画し、地域観光の活性化に貢献。

※1 牧之通り整備事業・・・南魚沼市塩沢地区における、かつての宿場町・塩沢宿を再現する事業。

⇒ これまで都市景観大賞(2011年)・アジア都市景観賞(2015年)などを受賞

※2 観光開店・・・地元観光イベントに併せ、休業日に店舗ロビーを開放(8年間で延べ4万人が来訪)。職員が観光案内や地元銘産品のPRを実施。

街並み整備事業



本店建替え（本格的な蔵造り）



「観光開店」などの人的支援

塩沢信組

期待される効果等

- ◆リピーターの確保や新規の観光客誘致を通じ商店街の売上増加
- ◆地域観光の活性化を通じ共有価値を創造

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース（第4回）



歴史的資源を活用した 観光まちづくりの推進に向けた 総務省における検討状況

平成28年12月21日

総務省

歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に向けて

① 歴史的建造物を活用した観光まちづくりの重要性・有用性の自治体への周知 <P 2 >

② 歴史的建造物の再生・活用、人材の送り込み・育成等への支援の充実 <P 3 >

③ ふるさと納税を活用した資金調達の促進 <P 4、5 >

④ 消防用設備等の基準の適用事例の情報共有 <P 6 >

歴史的建造物を活用した観光まちづくりの重要性・有用性の自治体への周知

現状

- ・歴史的建造物を活用した取組について、優良な事例が生じているものの、全国的な広がりとはなっていない。

対応方針

- 歴史的建造物を活用した観光まちづくりの展開を図るためには、主体となる民間の取組に対する**市町村のバックアップ体制を確保**することが不可欠。
- 市町村のやる気を引き出すためには、
 - ・観光まちづくりの**成功事例**を示しつつ、
 - ・歴史的建造物を活用するノウハウを有した**人材をつなぎ**、
 - ・各府省の**支援施策を網羅的に提示**することが必要。

⇒ このため、国として、様々な機会を通じて、市町村に重点的・効果的に周知（特に市町村長への直接的な働きかけが重要）。総務省としても積極的に連携・協力。

ex. 【市長会と町村会を通じた働きかけ】

- ・各都道府県の市長会の会議等に赴き、**市町村長を対象としたセミナーを開催し、市町村長にダイレクトに働きかけ**を行う。
- ・市長会、町村会の役員会等を活用して、**市町村長にダイレクトに働きかけ**を行う。

【各府省の会議の活用】

- ・課長会議やブロック会議などを利用して、自治体の事務方に**周知徹底**を図る。

【その他】

- ・地域おこし協力隊などを通じて、市町村に情報提供・働きかけを行う。

歴史的建造物の再生・活用、人材の送り込み・育成等への支援の充実

【平成29年度政府予算額】地域おこし協力隊の推進に要する経費：1.4億円、地域経済循環創造事業交付金：18.7億円、地域資源・事業化支援アドバイザー事業：0.1億円

現状

- ・都市から地方へ移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である「地域おこし協力隊」は、平成27年度には全国で2,625人が活躍。
- ・産学官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）を活用して、平成27年度末までに、13件の古民家等の歴史的建造物の改修・活用を図る事業の立ち上げを支援。

対応方針

- 地域おこし協力隊や地域経済循環創造事業交付金を活用した優良事例の横展開を図り、地域おこし協力隊の更なる拡充や、本交付金の活用事例の一層の掘り起こしに取り組む。
- 歴史的建造物を活用するノウハウを有した人材を送り込む観点から、有識者を市町村に派遣する「地域資源・事業化支援アドバイザー事業」の活用などについても周知する。

<地域おこし協力隊員の事例> 高知県越知町



- 高知県越知町にて、平成25年4月から、地域おこし協力隊として活動開始。
- 町や集落のお手伝い、観光ガイドやラフティングのインストラクターなどの活動を行う。

- 活動中から、ゲストハウスを開業したいとの思いで、古民家を購入し、修繕。
- 平成28年4月にゲストハウス「縁-en-」を開業。

<地域経済循環創造事業交付金の事例> 福井県坂井市



- 坂井市出身のオーナーシェフが地元に戻り、福井県の地域活性化を目指し、飲食業を展開する新会社を設立。

- 江戸時代（170年前）の宮大工が建てた今は空き家となっている古民家を、レストランに改修。
- 外国人観光客をターゲットに、越前ガニや若狭牛等の地元食材をふんだんに使ったフランス料理を提供。
- ※平成27年度採択事業
事業者：株式会社マイナーリバーズ
交付決定額2,000万円

<地域資源・事業化支援アドバイザーの事例> 富山県砺波市



- 伝統家屋の空き家を活用し、砺波地方の伝統料理や特産の大門素麺を提供する「農家レストラン大門」を立ち上げ。

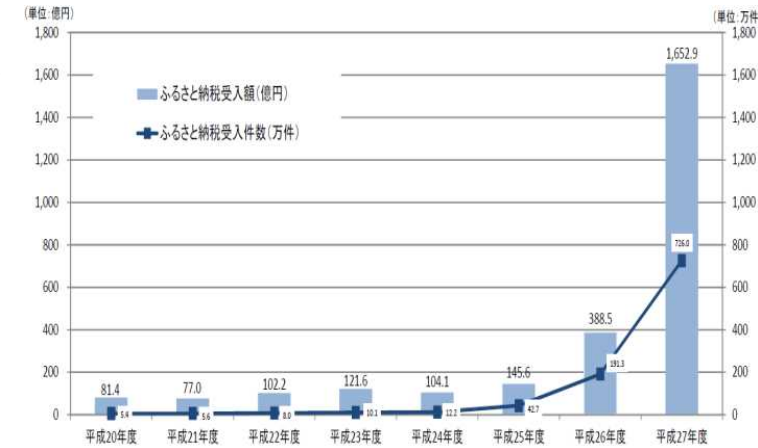
- 「農家レストラン」立ち上げまでの課題対応策についてアドバイス、ワークショップを実施。開業後の特産品等の更なる活用やPR方法についてアドバイス。
- ※アドバイザー：林田 暢明（TAO代表、NPOエンジョイコミュニケーションズ理事）
- ※平成27年度採択事業

ふるさと納税を活用した資金調達の促進

現状

- ふるさと納税は、ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組み。（平成27年度実績額：約1,653億円）
地方団体からも地域産業の活性化や交流人口の増加などに効果が上がっていると評価されている。
- ふるさと納税を活用して古民家等の歴史的建造物の再生等に取り組んでいる事例は、下記のとおり。
 - ・ 横浜市（神奈川県）… 歴史的建造物の内部の改修に対する助成や歴史的建造物を紹介する「サイン・説明版」の設置など

ふるさと納税の実績



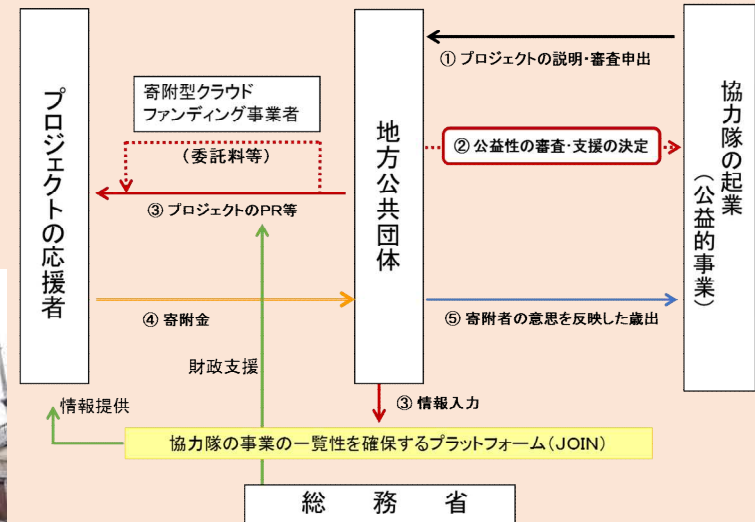
事例

<地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業の例>

- 総務省では、地域おこし協力隊の任期終了後の定住・定着を支援するため、「ふるさと納税」を活用して、全国の皆様に応援していただく仕組みを民間企業等の協力により構築・実施している。
- たとえば、愛媛県西予市では、地域おこし協力隊員が市の重要伝統的建造物群保存地区にある古民家を改修し、新たに店舗とすることを目指し、同事業を活用して、全国から寄附を募集。
- 募集開始から約4ヶ月間で、目標額を超える寄附（約360万円）が集まり、それを活用し、人と人をつなげる場所となるようなカフェ&バーをオープンさせることを目指して活動中。



<フロー（イメージ）>



⇒ 地域おこし協力隊の活動の幅を広げる観点からも、研修会等で地域おこし協力隊員や自治体職員に対して、活用事例を周知する。

ふるさとと納税の活用事例の周知

○ 歴史的建造物を活用したまちづくりや、民間事業者の取組への支援を含め、地方団体がふるさとと納税を活用して実施した事業について、総務省ウェブサイトや、事例集の配布により周知を行っていく。

【総務省ウェブサイト】



http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html

【ピックアップふるさと納税】 (ふるさと納税活用事例集)

ふるさと納税を活用した事業について、
「ふるさと納税」をキーワードに検索すると、
「ふるさと納税」に関する事例が紹介されています。



事例1

まちのシンボルである弘前城の修理に活用
(青森県弘前市)

事例2

まちづくりに取り組むボランティア団体等
に対する支援に活用 (宮城県三陸町)

ふるさと納税を活用した事業について、
生の情報を現地からレポートしています。

北海道
東川町

大雪山の恵みの水を、未来の子供たちにも。



大雪山補給から湧き出る湧水

北海道のほぼ中央、旭川の中心部から13kmの場所にある東川町は、大雪山(だいせつざん)国立公園のふもとに広がるまちです。大雪山連峰の最高峰・旭岳(あさひだけ)に降った雪や雨が長い年月をかけ大地にしみこんだ地下水を全戸で使用しており、道内で唯一、上水道のないまちとして知られています。恵まれた自然環境と旭川空港に近い利便性の高さ、そして「写真の町」を掲げての写真にまつわるイベントの開催で観光客を集めています。

●ふるさと納税を活用して取り組んでいる主な事業
東川町では、ふるさと納税をした方々を株主とする「ひがしかわ株主制度」を導入し、株主の方々を招いての地割体験の開催や、国際写真フェスティバルなどのイベントを行っています。

北海道
斜里町

原生の森の復元に、100年の計で挑む。



ふるさと納税を活用して高づくり作業が進む旭川国立公園内の100平方メートル運動場

北海道の東部、オホーツク海に面した斜里町は、100kmを超える海岸線と雄大な知床連山を擁するまちです。ユネスコの世界自然遺産に登録されている知床半島でもよく知られています。知床半島の周辺海域は、北半球において流水が接岸する最南端、流水がもたらす生態系、そして海域と陸域が一体となった独特の環境のもと、多様な動植物が生息しています。斜里町ではこの貴重な自然を守るために、長年にわたり地道な活動を続けています。

●ふるさと納税を活用して取り組んでいる主な事業
森林の再生、生物相の復元や散策路「森づくりの道」の整備など、「100平方メートル運動の森・トラスト」の様々な活動に活かされています。

事例1

青森県
弘前市

天守を動かす100年ぶりの石垣修理。



青森県の南西部に位置する弘前市は、城下町として繁栄した歴史を持つ、津軽地域の中心都市です。現在、まちのシンボルである弘前城では、約100年ぶりに天守を移動させての石垣修理が行われており、この平成の大修理にまつわる様々なイベントにより、まちも活気づいています。

●ふるさと納税を活用して取り組んでいる主な事業
産物を解体せずに天守を動かす曳屋(ひきや)という工法を用い、崩壊の危険性がある弘前城の石垣修理を行っています。

事例2

宮城県
南三陸町

おらほの町のために、つながる力を、みんなの力へ。



海の運動会など、おらほのまちづくりの精進会を支援した船艇

志津川町(しづがわちよう)と歌津町(うたつちよう)が合併して10年一宮城県の北東部に位置し、リアス式海岸の豊かな景色に恵まれた、南三陸町。平成23年3月11日、東日本大震災により甚大な被害を受けた町は、今も全力で復興に取り組んでいます。古より海や山とともに生き、人と人とのつながりの大切さを熟知した先人たちが、協働し継承してきたまちづくりの想いは、様々な事業の中に息づいています。

●ふるさと納税を活用して取り組んでいる主な事業
「おらほのまちづくり支援事業補助金」を交付し、住民が組織する団体やボランティア団体などが主体的に行う事業や活動を応援しています。

消防用設備等の基準の適用事例の情報共有

現状

- 古民家等をカフェ、レストラン、物販店や宿泊施設として活用する場合には、それぞれの用途に伴う火災危険性に応じて、最低限必要と考えられる消防用設備等の設置等を行う必要がある。
- 一方、消防法施行令第32条に基づき、消防長又は消防署長が火災の発生又は延焼のおそれが著しく少ない等と認めた場合、消防用設備等の設置基準に関し、特例を適用することが可能となっており、当該特例の適用にあたり参考となる基準をこれまでも消防庁から各消防機関に通知しているところ。（※1）

※1 「文化財関係建造物に対する自動火災報知設備の設置に関する消防法令の運用基準について」（昭和44年消防予第237号）
「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年消防予第17号）等

対応方針

- 平成25年10月18日付「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（日本経済再生本部決定）（※2）に基づき、平成26年4月1日から、消防庁に窓口を設置し各消防機関からの相談を受け付けるとともに、関連する事例の収集を行い、これまでに多くの事例が報告されている。
- 今般、これまでに報告された事例のうち主な事例について飲食店等の使用用途ごとに分類した上で各消防機関への情報提供を行った。
- 今後、古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進するために、内閣官房に設置予定のワンストップ窓口を通じて、各地域からの相談を広く受け付けるとともに、消防庁においても、関連する事例の収集及び各消防機関への情報提供を積極的に行っていききたい。

<必要となる消防用設備等の例>

古民家等の活用用途	必要となる消防用設備等	期待される効果
<ul style="list-style-type: none"> ・カフェ ・レストラン ・物販店 	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保
	・自動火災報知設備(延べ面積300㎡以上)	火災の早期覚知手段の確保
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示
	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制
<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設 	・消火器(延べ面積150㎡以上)	初期消火手段の確保
	・自動火災報知設備(一般的に無線式のもので対応可能)	火災の早期覚知手段の確保
	・誘導灯(避難口が容易に見通せる場合等は不要)	避難ルートの明示
	・防災カーテン等	延焼拡大の抑制

※2 「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針」（抄）
6. 歴史的建築物の活用

(1) 古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外など

・また、より多くの歴史的建築物について、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるよう、積極的に、関連する事例を情報共有するとともに、各地域からの相談を受け付ける仕組みを構築する。



消火器



自動火災報知設備



誘導灯

歴史的資源を活用した観光まちづくり 文化庁における検討状況

～観光まちづくりに向けた取組の充実～

TFの議論を踏まえた支援事業の改善①（重点支援の実施）

平成29年度

○「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」等 を活用し、重点支援を実施

「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」（28年度予算額 9,626百万円）
29年度予定額 10,421百万円

<プランの主な内容>

古民家等の利活用も含めた優良モデル創出、利活用する文化財建造物へ重点的支援

- ・観光拠点形成重点支援事業（新規事業）
（文化財群の面的・一体的な整備を重点的に支援。優良モデルを創出。）
- ・文化財建造物を活用した地域活性化事業
（文化財建造物の公開活用に必要な内装や施設整備を実施。伝統的建造物群保存地区に重点的支援。）

○文化財修理等の事業の改善

- ・文化財修理等の事業実施後の観光活用
（観光での利活用のため、国庫補助を受けて文化財修理をする場合には必ず解説を整備するよう義務化。文化庁において、わかりやすい解説整備の手引きを今年度中に策定。）
- ・補助事業の円滑な申請事務手続きの推進

平成30年度～

○TFとりまとめを踏まえた 新たな事業の枠組みを設定し取組を加速。

<新たな事業の方向性>

- このTFの内容を踏まえて観光まちづくりを進めるため古民家等利活用の特別枠を設定して事業支援
 - 重要伝統的建造物群保存地区などを有する、潜在力の高い地域を選出
 - 宿泊施設等の観光目的での利活用に資する文化財の改修等を重点的に支援。その際、利活用のための内装等整備にあわせ、保存修理事業（外装等）を優先的に支援。
- 関係省庁とも連携強化して支援



（引き続き実施）

TFの議論を踏まえた支援事業の改善②（人材育成・ノウハウ整理）

● 新たな研究会の立ち上げ

→ 文化財を中核とした観光振興による経済活性化について調査し、ノウハウを整理・分析。

● 歴史的建造物の保存活用に係る専門家育成の優良事例の全国展開

→ 優良事例を全国に周知し、横展開することで、専門家の育成や、歴史的建造物の登録・活用を促進

※有識者からの指摘（第2回TF資料6より）

「いいものは残っていくが、その修復をする人の不足」、

「伝統工法の知識のある設計士・宮大工・茅葺き職人等の技術者の不足」

新たな研究会の立ち上げ

「文化財を中核とした観光拠点形成による経済活性化に関する調査研究」

（テーマ(予定)）

- ①文化財を中核とした観光振興の方策
（長期計画・戦略の立て方や滞在時間充実の方策など）
- ②文化財の一層の活用による保全とそのため資金調達
（文化財保全の費用調達の方策、ユニークベニューによる収入増など）

専門家育成の 優良事例の全国展開

「文化遺産総合活用推進事業」

（優良な取組事例）

- ・歴史的建造物の保存活用の専門家を育成。
- ・登録有形文化財申請の実践演習などの講習会を実施。
あわせて歴史的建造物の普及啓発等に取り組む。
- ・H14より取り組み、受講者総数は1,000名超（H27）
- ・この取組で歴史的建造物の登録が加速。



參考資料

『文化財の観光資源としての開花』(観光ビジョン)を図るため、行動指針「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定。これに基づき、2020年までに

- 文化財の観光資源としての魅力を向上させる取組を1,000事業程度実施 するとともに、
- 日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備 する。

「文化財総合活用戦略プラン」に以下のような新たな要素を付加して再編し、観光資源である文化財を中核とした観光振興・地域経済の活性化を推進。

【ポイント1】拠点整備の基盤策定 & 重点支援

- ①日本遺産の認定、歴史文化基本構想の策定推進
 - ・2020年までに各100件まで拡充し、拠点整備の基盤に
- ②「観光拠点形成重点支援事業」による面的整備・活用の推進
 - ・上記構想策定地域等で実施される文化財の修理・活用等事業に対する重点支援を行い、関連文化財群の面的・一体的整備・活用を推進

【ポイント2】文化財等の観光資源としての魅力向上

- ①建造物等の外観・内装を美しく保つ美装化事業の充実
 - ・登録有形文化財(建造物)や史跡等の構成要素である復元建造物も対象に
- ②文化財の価値・魅力の理解を促進する取組を支援
 - ・外国人にも理解しやすい展示解説、案内設備の作成、多言語化
 - ・修理現場の公開や、修理に併せた普及啓発事業(解説、パンフ作成等)
- ③文化財等の更なる利活用の推進
 - ・宿泊施設、イベント会場等、ユニークベニューとしての活用
 - ・美術館・博物館の夜間開館

【ポイント3】観光庁、国交省事業等との連携

- ・他省庁の支援事業(周遊バス実証運行、観光案内所整備、無電柱化等)も複合的に活用する取組への優先支援

歴史文化基本構想等に基づく
関連文化財群の面的・一体的整備・活用への重点支援



新たな活用関連メニューや他省庁事業を効果的に組み合わせ、
地域の文化財等の観光資源としての魅力を向上



美装化

美しい町並み

解説作成

<「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」の目標>

2020年までに

- 文化財の観光資源としての魅力を向上させる取組を1,000事業程度実施
- 日本遺産をはじめ、文化財を中核とする観光拠点を全国で200箇所程度整備



拠点整備の基盤とするため、2020年までに日本遺産の認定件数、歴史文化基本構想の策定件数を各100件まで拡充。



基本構想策定地域や、他のモデルとなるような優良な取組を実施する地域に対して、本事業により重点支援を実施。

観光拠点形成

①歴史文化基本構想活用推進枠

基本構想に基づき実施される情報発信、人材育成、普及啓発、公開活用に資する設備整備等を支援。

②優良モデル創出枠

200拠点において実施される文化財を面的・一体的に整備・活用する取組のうち、特に優良な事例について重点的に支援。

(①の支援+国指定等文化財の修理・整備等も支援)



基本構想等を活用した面的整備・活用事業のうち、特に優良なものをモデル事例として重点支援



駐車場整備



周遊バス実証運行

文化財建造物等を活用した地域活性化事業

(28年度予算額 470百万円)

※公開活用事業のみ

29年度予定額 444百万円

国宝・重要文化財建造物等を対象として、①来訪者の文化財建造物に対する理解を促進するため、文化財を分かりやすく解説する説明板や情報機器の設置、②来訪者の知的好奇心を満たし、快適で安全な、展示、便益、管理のための施設・設備の整備等、各々の創意工夫に基づく特色ある活用の取組を支援し、文化財を観光資源として開花させ、地域の活性化を図る。



文化財の理解促進

解説の多言語化

わかりやすい解説

情報機器の充実 等

重要文化財（建造物）
旧出津救助院（長崎県）
案内板の設置による解説



重要文化財（建造物） 旧下野煉化製造会社煉瓦窯（栃木県）
案内板の設置による解説

施設設備の充実

楽しめる展示施設

トイレ等の便益施設

管理施設・設備 等



登録有形文化財（建造物）
常陸太田市郷土資料館（梅津会館）

- ・平成26年11月再OPEN
- ・地域の女性のワークシェアリングによる運営
- ・多様なイベントの開催

●東御市海野宿伝統的建造物群保存地区 滞在型交流施設 Une Noix

平成26年7月OPEN 宿泊予約はほぼ満室

観光資源としての開花

○来訪者の満足度の向上

○文化財の更なる活用

地域の活性化

○来訪者、リピーターの増加

○地域住民の連携強化

○保存・継承への理解の促進

目的

- 各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに、地域活性化を推進。

事業概要

取組内容

◆ 地域文化遺産活性化

地方公共団体が、観光等の観点で戦略的な事業実施計画を策定。当該計画に基づき、文化遺産の保護団体等が行う活用のための情報発信・人材育成、普及啓発等の取組、及び地域の文化遺産継承のための取組を支援。

実施計画の進捗状況の評価によりさらに効果的な実施を促進。

地域の無形の民俗文化財の後継者養成等により、文化遺産の確実な継承基盤を整え、総合的な情報発信や普及啓発等の取組を併せて実施することで地域を活性化。



(震災後初公開する「鳥崎の子供手踊り」)

◆ 歴史文化基本構想策定支援

地方公共団体が、地域の文化財を、指定、未指定にかかわらず幅広く把握し、その周辺環境を含めて、総合的に保存・活用し、観光資源を有効活用するための基本的な構想として「歴史文化基本構想」を策定・改訂するための事業を支援

文化財の悉皆調査等の実施やその結果を踏まえて、関係部局や地域住民等と協力して「歴史文化基本構想」を策定するための有識者会議の開催、シンポジウムの開催等を実施



(関連文化財群の実地調査)

◆ 世界文化遺産活性化

「世界文化遺産」に登録された地域に対して、情報発信・普及・保護活動の取組等について支援し、観光資源の活用を推進。観光庁とも連携

世界文化遺産に登録された地域の観光振興と活性化を図るため、情報発信・普及・保護活動等を支援



(富岡製糸場と絹産業遺産群)

◆ 日本の歴史・伝統文化情報発信推進

地方公共団体等が、地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や体制整備等の取組をモデル事業として支援

地域の文化財に対する外国人旅行者のニーズに合わせた正確で分かりやすい情報発信や体制整備等を行うためのモデル事業を実施



(HPやパンフレットの多言語化)

旅館業に関する規制について

厚生労働省

1. 旅館業法に関する最近の主な規制緩和の状況

(1) 伝統的建造物を利用した営業の営業許可基準の緩和（平成24年4月～）

- 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建造物の場合に玄関帳場について、代替設備等による対応を認める

(2) 簡易宿所営業の営業許可基準の緩和（平成28年4月～）

- 簡易宿所の客室面積基準を見直し、宿泊者が10人未満の場合については、宿泊者数に応じた面積基準（ $3.3\text{m}^2 \times \text{宿泊者数}$ 以上）となるよう政令を改正。
- 各自治体に対し、政令で設置を義務づけていない簡易宿所の玄関帳場設置を条例等で義務づけている場合は、条例の弾力運用等を検討するよう要請。

2. 旅館業法の改正を検討中の事項

○ ホテル・旅館営業の一本化

- 近年、旅館・ホテル区別する合理性が薄れていることから、「ホテル営業」及び「旅館営業」を一本化する方向で検討中。
- 一本化を踏まえ、政令で規定している客室数等の構造設備基準の緩和を検討中。

○ 無許可営業者等に対する対応

- 無許可営業者に対する報告徴収等の創設を検討中。
- 無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金（現行の旅館業法では無許可営業者に対する罰金額は3万円以下）について、実効性のあるものとなるよう、引き上げる方向で検討中。

3. 規制改革推進会議における「旅館業規制の見直しに関する意見」

平成28年12月6日の規制改革推進会議において、以下の意見が決定された。

(1) 旅館業法に係る構造設備の基準の規制全般について、撤廃することができないかゼロベースで見直すべきである。少なくとも下記Aについては、撤廃し、下記Bについては、公衆衛生等の観点から根拠を明確に説明しうる必要最小限のものとするべき。

- A ①客室の最低数 ②寝具の種類
③客室の境の種類 ④採光・照明設備の具体的要件
⑤便所の具体的要件
- B ①客室の最低床面積 ②入浴設備の具体的要件

(2) 構造設備の基準のうち玄関帳場の規制については、「受付台の長さが1.8m以上」等の要件は撤廃するとともに、ICTの活用等によりセキュリティ面や本人確認の機能が代替できる場合には適用除外とすべきである。

(3) 今後とも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、旅館業に関する規制について不断の改革を進めるべきである。

（参考）旅館業法の主な規制内容（主に政令で規定）

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業
公衆衛生の確保	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○9㎡以上／室</p> <p>○宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室、適当な規模の洗面設備、便所を有すること。</p>	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○7㎡以上／室</p> <p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。</p>	<p>○適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。</p> <p>○延床面積33㎡以上（宿泊者の数を10人未満とする場合には、3.3㎡に当該宿泊者の数を乗じて得た面積）</p> <p>○当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備、適当な規模の洗面設備、適当な数の便所を有すること。</p>
安定的な経営の確保	○10室以上	○5室以上	○規制なし
本人確認及び出入りの確認（善良の風俗の保持等）	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>	<p>○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。</p> <p>○宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。</p>	○氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース (第4回)

農林水産省説明資料

農泊推進に向けた、タスクフォースの議論や現場実践者等からのヒアリング調査のとりまとめ

- 農泊をビジネスとして実施できる地域の創出に向けて、タスクフォース有識者7名(タスクフォースでのご意見に加え、更に詳細をお伺い)のほか、グリーン・ツーリズム実施団体や中間支援組織の実践者23名の生の声をヒアリング。
- 併せて実施団体(544団体)及び優良地域の実態調査を実施。

有識者、農泊に取り組む実践者の生の声

- 政府が農泊推進の方針について、明確なメッセージを出すことが必要
- 地域で危機感を共有し、「観光ビジネスを行う」コンセンサスを得ることが第一歩
- 市町村は首長の意向に左右されやすいため、首長への直接的働きかけが大切
- 持続的な取組とするためには、自立した運営体制の構築が必要
- 子ども教育旅行の受入のみでは、季節が限定。大人向け観光もできる体制が重要
- 協議会は関係者が多く、責任の所在が不明確。取組の中心となる組織への支援が重要
- 観光業務のノウハウを持つ人材が不足。意欲のある若者を活用する仕組みを検討すべき
- 農林漁業関係者とDMO・中間支援組織との接点が非常に薄い
- 古民家、食等の地域資源が、魅力的な観光コンテンツに磨き上げられていない
- 地域の特色ある取組を旅行会社等に認識してもらう機会が少ない
- 海外向けの情報発信は、一地域では限界

農泊に取り組む団体の現状

- (子ども教育旅行、グリーンツーリズム実施地区)
 - 506地域のうち、取組の拡大を図る意向のある地域は209地域存在
- (地域コミュニティ組織)
 - 地域コミュニティ組織(1,099組織)のうち、宿泊施設の運営を行う組織は、25組織。このうち取組の拡大を図る意向のある地域は16地域
- (農業法人)
 - 法人協会会員のうち、宿泊事業を実施している農業法人は13法人。このうち取組の拡大を図る意向のある法人は4法人。

タスクフォースでの議論等を踏まえた農泊推進施策の見直し

農山漁村振興交付金に「農泊推進対策」を新設し、観光庁等とも連携して実施

- ① 都市農村交流に資するものを幅広く支援 → 農泊により所得向上を図る意欲のある地域を重点的に支援
- ② 市町村参画の地域協議会のみへの支援 → 農泊実施組織(ビークル)に対しても直接支援
- ③ ソフト・ハード対策をそれぞれの手続きで支援 → ソフト・ハード対策を一体的に支援

① 農泊に対する「気付き」の喚起

農泊が農山漁村の所得の向上に繋がることへの理解醸成

- メディア等の活用により、農泊の魅力(農山漁村の所得向上+生きがい)・政府の推進方針を情報発信
- 市町村長等との対話を通じ、政府・自治体・受入地域間で方向性・やる気を共有

観光庁等、関係各省と連携
(ブロック毎に関係機関からなるWGの設置を検討)

農泊ムーブメントを創出

「農泊推進対策」による、ソフト・ハード対策の一体的支援

地域の合意を得た農泊実施組織(ビークル)に対しても直接支援

横展開により
各地で好循環を形成

② 「儲かる」体制の確立

農泊ビジネスの現場実施体制の構築
(ソフト対策)

- ① 自治体の支援を得つつ、地域での合意形成、法人の立ち上げなどの活動経費を支援
- ② 現場で活躍する人材の育成のための先進地域でのOJTの場の提供や農泊をビジネスとして実施する意欲ある地域への大学や企業の人材の短期派遣

③ 地域の「宝」の磨き上げ

地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨きあげ
(ソフト・ハード対策)

- ① 地域の魅力のストーリー作り、ストーリーを踏まえた周遊ルート・体験プログラム・新商品などの開発を、専門家の力を借りつつ支援(ソフト対策)
- ② 耕作放棄地の解消、魅力ある農家住宅の創出とも連携しつつ、農泊実施組織(ビークル)※が古民家改修を初めとした美しい場・空間を整備するための初期投資を支援(ハード対策)
※市町村の認定を受けた法人

④ 地域の取組を「知って」もらう機会の創出

優良地域の国内外へのプロモーション(ソフト対策)

- 内外のキーマン(旅行会社、メディア等)に農泊優良地域をアピール
 - ① 海外エージェント・マスコミを対象とした優良地域へのファムトリップの実施
 - ② 国内外への情報発信

取組地域の自立的発展

農泊地域の所得向上

農泊の発展プロセスの考え方と施策の体系

観光客を農山漁村地域に呼び込み所得を増大

【支援内容】

※観光庁等と連携して推進

農山漁村振興交付金で意欲ある地域を重点的に支援

プロモーションの強化

魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援



農泊ビジネスの現場実施体制への支援

優れた景観や伝統食等の観光資源を有し、農泊の推進に意欲ある地域を対象に、
 ①農泊が所得向上につながることを政府のメッセージとして発信
 ②農山漁村振興交付金により重点的に支援

目指すべき農泊地域

ディスカバー農山漁村の宝 (農泊関係特別賞等)

農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を創出 (現在まだ少数→2020年までに500地域を目指す)



世界農業遺産 (国内8地域)
日本農業遺産



棚田百選 (134地域)

【農山漁村地域の宝】

レクリエーションの森 (自然休養林等300地域)

森林セラピー (62地域)



郷土料理100選 (99品目)

世界かんがい施設遺産 (国内14施設)

漁業漁村の歴史文化財産 100選 (100施設)

重要伝統的建造物群保存地区 (農山漁村地域53地区)

【地域の人々の活動】

グリーン・ツーリズム実施団体等 (544団体)
 ※農水省のアンケート調査に対し、取組の拡大意向があると回答した団体(229団体)

自立的発展

磨き上げ

対象 (ターゲット)

参考資料

先進地域の取組 (NPO法人おぢかアイランドツーリズム協会 長崎県小値賀島)

- 平成18年に協議会を設立し、教育旅行を中心とした民泊事業を開始。
- 平成19年に協議会を法人化するとともに、着地型旅行企画や古民家を活用した宿泊事業等に着手。
- 平成19年以降、観光客数やU I ターン者等が大幅に増大。

取組のきっかけ

- 住民参加のおぢかアイランドツーリズム協議会を設立
- 教育旅行を中心に受入を実施

成功要因としての着目点

- 【「儲かる体制」の確立】
- **協議会を法人化**し、収益性を重視した事業計画に転換
- **旅行業を登録**。着地型旅行企画に本格着手
- **U I ターンの若者**を事務局業務、古民家宿泊施設運営シェフとして**雇用**
- 【地域の「宝」の磨き上げ】
- **古民家を再生**したレストラン・宿泊施設を整備
- **教育旅行から大人・個人旅行へ**と取扱拡大を図るため、「大人の島旅」ブランドを構築
- 来島者に合わせた旅の**オリジナルプランの提供**

現在

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 7,896名
- 専任職員 11名 (うち10名がU I ターン)
- おぢかアイランドツーリズムが運営する古民家宿泊施設の年間売上 1,800万円

平成19年

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 392名
- 専任職員 3名

地域への波及効果

- 受入民泊軒数 26軒
- 農泊による年間収入 3~120万円/戸(※)
- 島への観光をきっかけにした移住希望者や、知名度の上昇により、10年間で300名超のU I ターン者が観光・農漁業・商業等に従事



(※)「都市農村交流に係る市場規模等調査」(H27年 農林水産省)に基づく収支構造調査から推計すると、所得率は5割程度

先進地域の取組(NPO法人集落丸山 兵庫県篠山市)

- 空き家古民家等の地域資源を活用した滞在施設を整備するため、集落住民によるNPO法人の設立、(一社)ノオトとのLLPの結成により、事業実施体制を構築。
- 宿泊事業をきっかけとした交流活動の実施により、2.1haの耕作放棄地を完全解消し、Uターンも増加傾向。

取組のきっかけ

集落12軒のうち7軒が
空き家となり、集落消滅の危機



成功要因としての着目点

【「儲かる体制」の確立】

- **集落住民がワークショップの開催**
(一社)ノオトが参加)を通じて**地域の魅力に気づき**、古民家再生による集落活性化の**方向性を共有**
- (一社)ノオトと集落住民による**NPO法人でピークルを設置**

【地域の「宝」の磨き上げ】

- **中間事業者のノウハウを活用しつつ古民家を改修した宿泊施設のほか**、ジビエ、地元食材を利用した**本格フレンチレストラン「ひわの蔵」をオープン**
- **季節ごとの体験プログラムを開発**



現在

- 古民家宿泊施設の年間利用者669名
- 古民家宿泊施設の年間売上1,047万円

地域への波及効果

- 1世帯4名のUターン
- 2.1haの耕作放棄地が解消



先進地域の取組(株式会社大田原ツーリズム 栃木県大田原市)

- 平成24年に大田原市と地元企業18社からの出資により、官民パートナーシップ形式の株式会社を設立。
- 平成27年(設立4年目)黒字を達成。今後は更に個人・外国人等の受入に発展させるため、古民家等の再生を検討中。

取組のきっかけ

大田原市で、官民連携によるグリーン・ツーリズムの事業構想を策定



平成24年

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 189名
- インバウンド受入人数 0名
- 専任職員 3名

成功要因としての着目点

【「儲かる体制」の確立】

- 市と地元企業18社からの出資を受け、**株式会社大田原ツーリズムを設立**
- **旅行業を登録**

【地域の「宝」の磨き上げ】

- **体験プログラムの充実化**(120種超)
- **遊休農地等を活用した体験プログラム**や、**廃校舎を活用した企業・個人向けのプログラムの開発**

地域の資産を活用

廃校舎を活用し、大人向けに昔懐かしの「小学校生活体験」として観光プログラム化。給食では郷土料理を提供。都市部で新たな旅行市場を開拓。



現在

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 6,459名
- インバウンド受入人数 1,498名
- 専任職員 6名 (うち3名がUターン)

地域への波及効果

- 受入農家数 120軒
- 農泊による年間収入 5~100万円/戸(※)

(※)「都市農村交流に係る市場規模等調査」(H27年 農林水産省)に基づく収支構造調査から推計すると、所得率は5割程度

先進地域の取組（一般社団法人みなかみ町体験旅行 群馬県みなかみ町）

- 有名温泉地の宿泊客の減少を機に、町、観光関係者、商工会議所等を構成員とする教育旅行協議会を平成20年に設立。
- 平成26年に協議会を法人化。専任職員5名を配置し、インバウンド受入者数、受入農家数等が増大。

取組のきっかけ

- 教育旅行協議会を設立
- 農家民泊の受入を開始



平成21年

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 82名
- インバウンド受入人数 0名
- 専任職員 常勤2名

成功要因としての着目点

- 【「儲かる体制」の確立】
 - **協議会**を「一般社団法人みなかみ町体験旅行」として**法人化**
 - **旅行業を登録**
 - 農家民泊受入れを**周辺市町村にも拡大**
 - インバウンド旅行会者等への営業、受入態勢の整備を通じた**インバウンドの対応強化**
- 【地域の「宝」の磨き上げ】
 - **幅広い事業者と連携**し、アウトドアスポーツや農業体験等、多くの体験プログラムを開発



現在

地域受入組織

- 年間旅行取扱人数 11,093名
- インバウンド受入人数 (H26) 1,281名
- 専任職員 5名 (うち4名がUIJターン)

地域への波及効果

- 受入農家数 180軒
- 農泊による年間体験料収入 3~200万円/戸(※) (100万円超の農家が9戸)

(※)「都市農村交流に係る市場規模等調査」(H27年 農林水産省)に基づく収支構造調査から推計すると、所得率は5割程度

**商店街の再生に向けた
歴史的資源を活用した取組に対する支援**

**平成28年12月21日
経済産業省**

平成28年度第2次補正予算

地域未来投資促進事業(商店街・まちなか集客力向上支援事業)

事業の内容

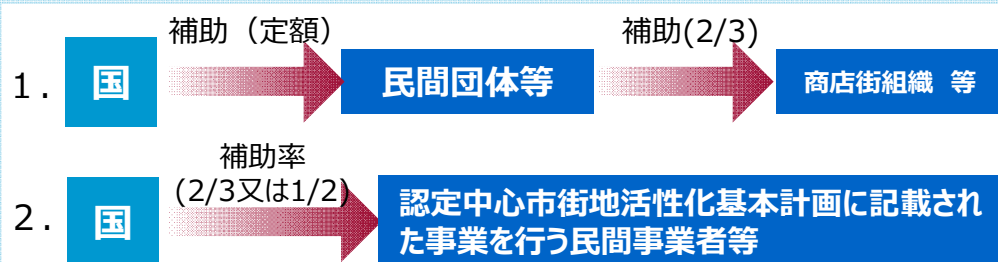
事業目的・概要

- 地域経済において重要な役割を果たす商店街・中心市街地の発展を図っていくためには、「稼ぐ力」や「地域価値」を向上させていくことが必要であり、そのためには、増加する外国人観光客の消費需要を取り込むとともに、消費喚起等に向けた取り組みを推進していくことが重要です。
- 本事業では、商店街・中心市街地の中長期的な成長基盤の構築につながる、外国人観光客による需要を取り込むために行う環境や施設の整備等の事業や、消費喚起に向けた商店街での高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入等に対して支援を行います。

成果目標

- 本事業を通じて、来街者数及び売上高の目標が達成された割合75%を目指します。
- 中心市街地の歩行者通行量を20%以上増加させ、経済活力の維持・向上を目指します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)



事業イメージ

1. 商店街集客力向上支援

外国人観光客の消費需要を取り込むため、商店街における免税手続きカウンターの設置、Wi-Fi・防犯カメラの設置、地域産品を扱う販売所の設置等に要する費用を支援。

また、消費喚起、事業の生産性向上につながる高いセキュリティを有するIC型ポイントカードの導入、キャッシュレス端末の整備を支援。

<免税手続きカウンター(めいてつ・エムザ)> <ポイントカード(烏山駅前通り商店街)>



2. まちなか集客力向上支援

外国人観光客の需要を取り込むために行う、①中心市街地における特産品販売・飲食店等の拠点の整備や宿泊施設の設置、②多言語によるWebサイト作成等の広報活動に要する費用を支援。※②を行う場合には、①を同時に実施する必要あり。

<ふらのマルシェ(北海道富良野市)> <宿泊施設の例(滋賀県大津市)>



地域・まちなか商業活性化支援事業

平成29年度予算案額 **17.8億円（20.3億円）**

(2)(3) 中小企業庁 商業課

03-3501-1929

(1) 地域経済産業グループ中心市街地活性化室

03-3501-3754

事業の内容

事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。
- 本事業では、
 - (1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
 - (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
 - (3) 商店街の活性化のため、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発に対して支援を行います。
- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1) まちなか機能集約支援型

国 補助（2/3以内）
認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

国 補助（2/3以内）
・地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等
・上記以外の商店街組織
(注) いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。

(3) 個店連携モデル支援型

国 補助（1/2以内）
任意の個店グループ ← ※商店街組合の1/6以上の負担が必須

事業イメージ

(1) まちなか機能集約支援型



(複合商業施設のイメージ)

地域産品販売・飲食店・交流スペース等、住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

(2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

①少子・高齢化
・子育て支援、福祉施設の設置
・買物弱者向けサービスの提供 等

②地域交流
・多世代交流施設の整備
・まちなかイベントスペースの整備 等

③新陳代謝
・インキュベーション施設
・コワーキングスペースの設置
・空き店舗への店舗誘致 等

④構造改善
・自治体と連携したIC対応ポイントカードシステム導入支援
・商店街区の再配置支援 等

⑤外国人対応
・免税対応機器等の導入
・外国人向け宿泊施設の整備 等

⑥地域資源活用
・アンテナショップの設置
・オリジナル商品の開発 等

※公共的機能の強化（街路灯、休憩所、手洗所等の整備）は①～⑥と合わせて行う場合対象

(3) 個店連携モデル支援型



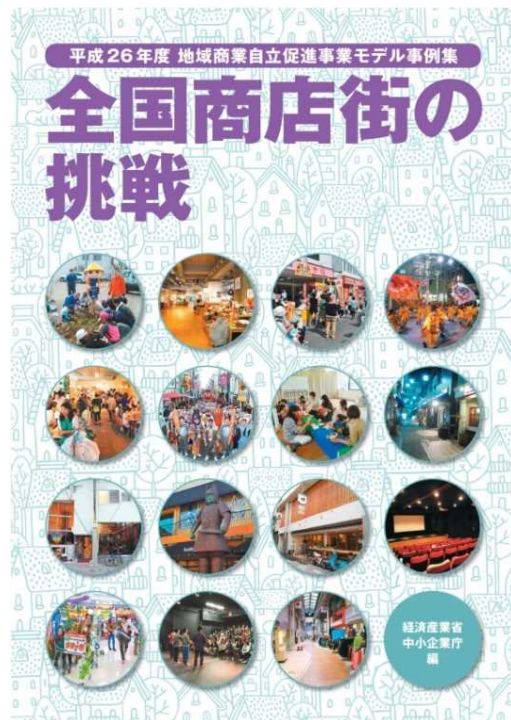
(新製品開発のイメージ)

商店街の活性化のため、商店街内で個店グループが実施する販路開拓や新製品開発を支援

全国モデルとなる事業の周知

- ・地域・まちなか商業活性化支援事業により支援した事業について、特に全国のモデルとなる事業を15選定して事例集を作成し、都道府県・市町村、県の商店街振興組合連合会、支援機関等の約5,000に送付して周知を図っている。
- ・また、本事業による支援先以外についても、創意工夫を凝らしたモデルとなる取り組みを行っている商店街を30選定して、「はばたく商店街30選」として全国3,500の組織に周知を図っている。

【地域商業自立促進事業モデル事例集】



【はばたく商店街30選】



- ・ 地域・まちなか商業活性化支援事業では、歴史的建造物を活用した観光まちづくりの事業についても支援の対象としている。
- ・ 地域・まちなか商業活性化支援事業において、引き続き、商店街の積極的な取組を支援していく一環として、各地域の経済産業局等と連携して、古民家等の歴史的資源を活用した取組の掘り起こしを行っていく。
- ・ また、補助金申請に不慣れな事業者も申請できるようにきめ細かな対応を行っていく。
- ・ あわせて、全国の成功モデルとなる取組について、これまで普及が不十分であったことから、その実例や取組の「要諦」を更にわかりやすく周知・広報して横展開を図り、全国の商店街の活性化を図ってまいりたい。

国土交通省都市局説明資料

平成28年12月21日

景観を活かしたまちづくりの推進①

<有識者意見を受けた論点>

景観計画の策定、及びそれに基づくまちづくりを進める上で、景観重要建造物の指定が促進されるような方策が検討できないか。

背景・課題

- 全国で442件の景観重要建造物を指定(平成28年3月末時点)。
- 原則現状変更を認めない厳しい規制等が課せられることから、指定の課題として「所有者との調整」を挙げる地方公共団体が多い。指定推進のためには、所有者の理解を得るためにインセンティブが必要。

対応

【税制支援】

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、相続税の3割評価減(平成28年11月29日、国税庁にて取扱を周知)

【予算支援】

- ・「社会資本整備総合交付金」において、景観重要建造物の保存等を支援。
- ・来年度から「景観まちづくり刷新支援事業(次ページ参照)」においても補助対象とする。

【その他】

- ・地方公共団体の職員に対し、指定の手順、事例等を説明(平成28年10月より全都道府県・市区町村を対象にした講習会等で説明。)し、指定を促進。

<景観計画策定の推進について>

- 全国で523の地方公共団体(20都道府県・503市区町村)で景観計画を策定(平成28年3月末時点)。
- 観光ビジョンにおいて2020年を目途に、主要な観光地(原則として、全都道府県・全国の半数の市区町村)で景観計画の策定と記載。
- 景観計画の策定が進まない理由として、「人員の不足」を挙げる地方公共団体が多いことから景観計画策定に伴う事務の省力化のため以下の方策を周知(平成28年10月より全都道府県・市区町村を対象にした講習会等で説明。)

	景観計画区域の範囲	景観形成基準の内容	規制対象の範囲
省力化する部分	市域を区分し、景観計画の区域を必要性の高い区域に限定。	外観に関する定量的な基準の活用。	景観計画区域内での届出対象行為を大規模建築行為等に限定。

景観を活かしたまちづくりの推進②

<有識者意見を受けた論点>

国が主導し景観に配慮した歴史的資源を活用したまちづくりのモデル地区を設定し、重点的に支援することを検討できないか。

施策の概要

国がモデル地区を新たに指定し、建造物の外観修景や広場の整備など、目に見えるかたちでの景観形成への支援等を行うことで、都市の魅力向上、経済の活性化を強力に推進。

施策の内容

平成29年度政府予算案:25億円

「景観まちづくり刷新支援事業」を創設

【概要】

国が指定する「景観まちづくり刷新モデル地区」における以下の補助対象事業を支援

【補助対象事業】

- (1) 景観資源の保全・活用に関する事業
(外観修景、歴史的建造物等の保存、城址公園の整備、ガードレール・路面等の美装化、街路樹の整備 等)
- (2) 景観まちづくりに必要なインフラの整備
(散歩道、広場、駐車場、交通結節点、視点場(展望台)等の整備)

【補助率】

1/2以内

※ 観光地の魅力向上に資するソフト事業(景観を阻害する屋外広告物の撤去、デザインルールの作成、歴史的建造物等の利活用等)については「集約促進景観・歴史的風致形成推進事業」(非公共予算)により重点的に支援。

【事業実施イメージ】(例:長野県小布施町)

【街路樹の整備】



【歴史的建造物等の保存】



【散歩道的美装化】

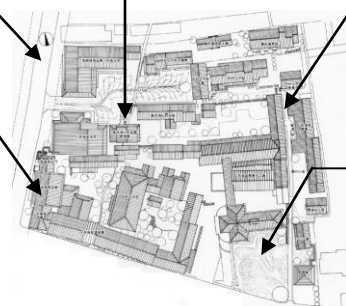
【整備前】



【整備後】



【外観修景】



【広場の整備】



小布施町の修景事業エリア

観光客数
3.5万人(S51) → 120万人超(H27)

2020年までの方針

10地区程度をモデル地区として指定し、集中整備により概ね3年以内にまちの景観を刷新。

<有識者意見を受けた論点>

市街化調整区域においてオーベルジュ（農村におけるレストランが併設された宿泊施設）が柔軟に開業できるよう、制度や運用の改善を検討できないか。

背景・課題

- 市街化調整区域において既存の古民家などを宿泊施設やレストラン等として利用する場合、都道府県知事等の許可が必要
- タスクフォースで「古民家の活用に当たって、市街化調整区域での用途変更の許可がなかなか受けられない」との指摘
- その他、民間企業等から「既存建築物を活用した農家民宿」や「空き家の賃貸化」などを求める声

運用実態の調査の実施

○市街化調整区域における既存建築物の用途変更の取扱いに関し、地方公共団体における開発許可の運用実態を把握するため、**アンケート調査**を実施（別紙参照）※11/18とりまとめ

- ・地方公共団体においては、国から考え方が示されれば、より円滑な運用が可能となるので望ましいとの声がある（アンケート調査より）。
- ・過去の例：物流効率化法に基づく特定流通業務施設について、運用指針に考え方を示すことでインターチェンジ周辺地域等における物流施設の円滑な整備が促進

今後の対応

○古民家等の既存ストックについて、地域の実情に応じて円滑な用途変更が可能となるよう、用途変更に当たり弾力的に許可できる用途の類型を整理し、**技術的助言（運用指針）の発出**を予定

1 調査対象 開発許可の権限を有する地方公共団体(151)

(内訳:都道府県(47)、政令市(20)、中核市(47)、旧特例市(37))

2 調査結果(概要)

(1) 現行の用途変更の運用(変更後の用途別) ※無回答があるため合計は151と一致しない。

○旅館・ホテル : 認める(26自治体、23%)、認めない(87自治体、77%)

○飲食店 : 認める(41自治体、36%)、認めない(74自治体、64%)

(2) 宿泊施設、飲食店などへの用途変更を認めていない理由

○国が示している運用指針に該当する事項がない。

○市街化を促進するおそれがある。

○単なる宿泊施設やレストランならば市街化調整区域で行う必要性が認められない。等

(3) 運用指針の改正に対する意見

○国から考え方が示されれば、より円滑な運用が可能となるので望ましい。

○施設規模や新たな公共施設整備の必要性の有無等市街化を促進しない限定が必要である。

○市町村における政策的な位置づけや地域の限定が必要である。等

国土交通省住宅局説明資料

平成28年12月21日

歴史的建築物の活用促進に向けた建築基準に関する取組方針

- 地方創生を推進するため、**一定の安全性を確保した上で、歴史的建築物を活用し、魅力あるまちづくりを進めることが必要。**
- このため、**建築基準法適用除外に関する条例の制定・活用を加速するとともに、歴史的建築物に関する技術基準の更なる合理化等**を推進し、必要な体制を構築する。

条例の制定・活用の加速

- ・歴史的建築物について、条例の制定により、建築基準法の適用除外とすることが可能(法第3条第1項第3号)
- ・7自治体において条例を制定、6自治体において制定を検討中
- ・条例に基づき実際に適用除外とした事例は少ない(現在3自治体において事例あり)



実際に適用除外とした事例

技術基準の更なる合理化等

- ・事業者からの声等をもとに、歴史的建築物の特性を踏まえた技術基準の改正を順次実施
- ・技術基準が複雑であること等により、実務者への伝達が十分でない



準防火地域等において、伝統的構法の土塗り壁や木造の軒裏の仕様を一般的に利用可能とした



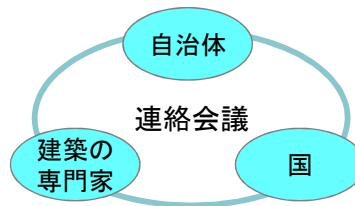
火気使用室の内装制限(内装を燃えにくい材料にすること)の範囲を限定し、囲炉裏等のある室で木材仕上げを可能とした

建築基準に関する連絡会議の設置による自治体等との連携 新たに条例の制定・活用に関するガイドラインを作成

① 建築基準に関する連絡会議を設置

○ 会議の構成

- ・先進的に取り組んでいる自治体
- ・歴史的建築物の活用を目指す自治体
- ・建築の専門家
- ・国



② 連絡会議において、事例の共有・専門家によるアドバイスをを行う

③ 建築基準法適用除外に関する**条例の制定・活用に関するガイドライン**を作成し、連絡会議以外の自治体に対し周知 上記を進めることにより、自治体による運用を改善

現行制度の周知徹底

実際の支障事例を元に**技術基準の更なる合理化**

① 歴史的建築物に特化した**制度活用マニュアル・改修事例集**を作成・周知

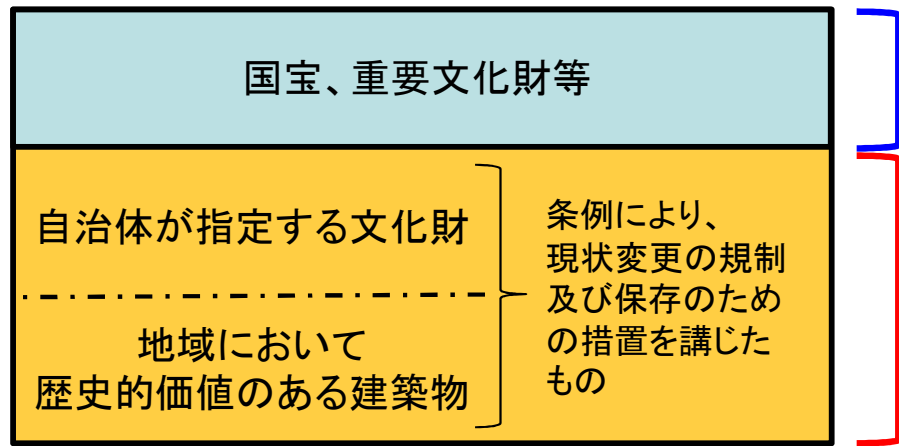
② 制度活用マニュアルや改修事例集を用いて、歴史的建築物の活用に関する相談に応じるため、専門家による**相談窓口**を設置

③ 連絡会議や相談窓口を通じて実際の支障事例を収集し、積極的に技術基準の更なる合理化に取り組む

建築基準法第3条第1項第3号に基づく適用除外について

現行制度の概要(法第3条第1項第3号)

歴史的建築物に対する建築基準法の適用関係



自動的に建築基準法を適用除外
(法第3条第1項第1号・第2号)

安全性の確保等について建築審査会の同意を得ることで、建築基準法の適用除外が可能
(法第3条第1項第3号)
※建築審査会の同意は、基本的に建築物ごとに個別に行うが、自治体において予め包括的な同意基準を定めることで、建築審査会での個別の同意を不要とすることも可能



適用除外とした事例
(京都市・翠紅館)

制度の活用状況

- 7自治体(川越市、横浜市、鎌倉市、京都市、兵庫県、神戸市、福岡市)において独自条例を制定
- 実際に建築基準法の適用除外とした事例は、3自治体11件(京都市7件、神戸市2件、横浜市2件)にとどまっている
- 6自治体(小田原市、藤沢市、富岡市、豊岡市、射水市、氷見市)において条例の制定を検討中
- 各自治体で孤軍奮闘しており、条例の制定・活用が進まない

課題と対応策

- 建築物の歴史的、文化的な価値を維持した上で、どの程度の安全性を確保すべきかの技術的な拠り所がなく、建築審査会での審査が進みにくい
 - ⇒ 条例の制定・活用に関するガイドラインを作成し支援
- 自治体で包括的な同意基準を策定するに当たり、参考となる適用除外の実例が個々の自治体では少なく、対応が困難
 - ⇒ 連絡会議において自治体が連携し、事例の共有等により支援

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある

など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 周辺建物の外観整備)

など







事業主体

市区町村 等

補助率

1/2 等

支援事業の事例(※)

古民家の活用		旧銀行の活用		空き家の除却 (広場整備)
Before	外観	内観	Before	Before
				
↓		↓		↓
After	外観	内観	After	After
				
		(長野県小谷村) (奈良県奈良市)		
地域活性化のための観光交流施設などに空き家を活用				居住環境の整備改善のため、空き家を除却

※事例は本事業と同様の補助事業(社会資本整備総合交付金)によるもの

法定の「協議会」など民間事業者等と連携

○業界団体・議連等より「空き家流通促進を目的に空き家所有者に係る固定資産税情報を宅地建物取引業者に対し、開示できる仕組みを構築してほしい」旨の要望が上がっている。当該情報はそのままでは第三者に提供できないため、国土交通省としては、どのような形で活用できるのか関係省庁間で検討しつつ、自治体における具体的な取り組みを調査し、民間事業者と協働した空き家活用の取り組みが進むよう検討を進める。

空き家特措法 第10条第1項の抜粋

市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

＜当該情報の活用にあたり検討すべき点＞

- ・守秘義務が課されているが、行政内部での活用を特別に認められた情報としての取扱について
- ・個人情報保護の観点について

京都市の取組（H28にモデル地区での調査・啓発を実施予定）

1. 空き家活用の重点取組地区（駅周辺500m圏内・4カ所程度）を設定
2. 当該地区内の空き家所有者を調査（税情報も活用）
3. 市（or 委託業者）が直接、空き家所有者に活用を働きかけ（所有者が活用の意向を示した場合）
4. 宅建士（「地域の空き家相談員（現在303名登録）」）に取り次ぎ

最大の課題

所有者の同意

- ・過剰な営業行為等への不安感
- 市（or地域）の関与が前提とならざるを得ない

※ 税務部局からの情報提供は、特段問題なく機能している

平成29年度予算案（空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業 国費:0.38 億円）

空き家所有者情報を活用するモデル的な取組を行う地方公共団体を支援

地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業

平成29年度予算額:4.65億円(新規)

急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技術体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。

- 1. 事業内容 : 民間事業者からなるグループ等が行う大工技能者育成のための研修活動
- 2. 補助事業者 : 民間事業者又は民間事業者からなるグループ等(団体・協議会等)
- 3. 補助対象 : 研修会の運営に必要な経費
- 4. 補助率 : 右記研修区分①については定額、②については1/2

＜支援対象とする研修内容＞

区分	主な研修内容
① 特定政策目的技術研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住宅の適切な維持・更新対応 ・被災住宅応急修理、応急仮設住宅供給対応 ・長期優良住宅対応 等
② 生産性向上、地域の気候風土対応技術研修	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産材・産品活用、地域に承継される工法対応 ・住宅生産における機械化、資材の標準化対応 等

○ 平成28年度の実績事例 (※前身事業 における事例)

事業者	概要
(一社) 大工育成塾	墨付けや手刻み等の伝統的な技術を活かした木造住宅の担い手を育成するため、規矩術等の座学及び手刻み等の実技指導を行う。
全国建設労働組合総連合 (全建総連)	大工技能検定、木造建築士の資格取得を念頭に、手刻みや道具の使用方法、規矩術等を教える集中訓練(座学、実技)を行う。
(一社) 宮城県建築士会	地域型復興住宅の建設を担える大工の育成のため、長期優良住宅等に係る座学と、長期優良住宅、伝統工法による手刻み等の実技指導を行う。



現代的技術や地域性のある技術等の実技指導を実施

歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース(第4回) 観光庁説明資料

平成28年12月21日

現状

人口減少等の課題を抱える地域において、「歴史的資源を活用した観光まちづくり」を行っていく上で段階ごとに必要とされる人材や、先進的な地域や人材と具体的なノウハウを共有する仕組みの不足が指摘



今後の対応

○ 官民一体となって支援・情報発信する仕組みを構築し、地域の取組を強力に後押し

人材	<ul style="list-style-type: none">▶ 観光まちづくり組織の組成の段階から古民家等を活用した事業運営の段階まで、異業種からなる専門家チームが継続的に伴走し、地域ごとの熟度に応じたオーダーメイドの支援を実施▶ 専門家会議を通じ、<ul style="list-style-type: none">・セミナーの開催、インターンシップの実施等により、プロジェクトマネージャー（観光まちづくりの計画策定や工程管理を実施）、大工・工務店、古民家等を活用したレストラン・ホテル等の運営人材を育成・全国の各分野の先進人材・企業を見える化し、やる気のある地域が活用可能な専門人材・企業リストを策定
自治体 ・ 情報発信	<ul style="list-style-type: none">▶ 各都道府県の市長会等の会議を活用し、首長（市町村長）へ本取組の重要性・有用性を市町村長にダイレクトに働きかけ▶ 全国の自治体・日本版DMO候補法人に対して、ワンストップ相談体制の整備に関する情報を提供するとともに、本取組への意向調査を実施▶ JNTOと古民家活用に取組む組織が連携し、「古民家」の海外への情報発信を行い、インバウンド地方誘客を促進▶ 自治体等が所有者である歴史的建造物について、活用のための改修を促進するとともに、PPP手法（指定管理者制度等）を利用した民間による活用を促進
金融 ・ 公的支援	<ul style="list-style-type: none">▶ ファンド組成・人的支援の機能を、REVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制整備を検討（次頁）▶ クラウドファンディングによる資金調達の実例・具体的な手法を周知し、活用を促進▶ 本取組に活用可能な各省庁等の支援メニュー集を策定
制度・規制	<ul style="list-style-type: none">▶ 宿泊事業について、多様なタイプの宿泊施設の供給や、生産性の向上にも資するよう、商慣習も含めた規制・制度を見直す

現状

- REVICは、地域の観光まちづくりに対して、リスクマネーの供給による金融支援を行うとともに、専門人材・ノウハウによる人的支援を実施。
- 平成25年3月よりファンド業務を開始。現在、全国を対象地域とした観光活性化マザーファンドに加え、11の地域観光活性化ファンドを地銀等との連携の上組成し※、地域の観光まちづくりにおける先導的モデルの創造に取り組んでいる。
※和歌山県、長野県、静岡県、佐賀県、福井県、千葉県、奈良県（2件）、九州、高知県、神奈川県
- REVICは、時限組織（ファンド組成終了は平成29年度末、業務運営終了は平成34年度末。）

※「明日の日本を支える観光ビジョン」

視点2. 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

・地域経済活性化支援機構（REVIC）のファンド組成が可能な間に、民間資金の呼び水機能を有する「観光地再生・活性化ファンド」を最大限活用し、観光地（温泉街等）の再生・活性化を図り、賑わいを創出

・それぞれの「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援に関する機能をREVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制を整備



今後の対応

- 観光ビジョンの実現のため、我が国の地域の観光まちづくりを広範に支援すべく、ファンド組成・人的支援の機能を、REVICによるファンド組成終了後も安定的・継続的に提供できる体制整備を今後検討。
- これにより、地元の民間資金・人材がその地方で活用され、投資が訪日外国人を呼び込み、その訪日外国人の増加がさらなる投資を呼ぶ「観光による地方創生の好循環」を作り上げる。